

大学・養成所の履修科目等の検討方針について (WT 構成員のご意見)

1. 認定動物看護師コアカリキュラムの活用について

- 第3回検討会で構成員から意見があったとおり、履修科目等は「認定動物看護師新コアカリキュラム」及び「認定動物看護師教育コアカリキュラム2019ガイドライン」（以下「コアカリ」と総称する。）をベースに検討するのが合理的である。
- コアカリは動物看護師が必要とする知識・技術を網羅的に学修できるカリキュラムであり、愛玩動物看護師法（以下「法」という。）により新たに加わる履修内容も既に多分に含まれており、その内容については検討、整理が進んでいる。
- コアカリは獣医療分野の業務を前提としたものであることから、新たに業務として追加される「適正飼養」については、外形的にも明確に分かるようなカリキュラム構成としてゼロベースに近いところから検討・追加をする。

以下、コアカリを活用する場合のご意見

2. 獣医療分野に関する履修内容について

- コアカリに不足している履修すべき科目、科目名称、科目の分類（小さく分けすぎ、大きくまとめ過ぎなど）、科目群のグルーピングの妥当性、カリキュラムマップ（各科目の履修上の順次制）の構成などについて検討を加えていくこととしてはどうか。
- コアカリの「動物看護学概論」（60時間）と「動物臨床看護学総論」（30時間）の時間配分のバランスを検討してはどうか。「動物臨床看護学総論」の到達目標（コアカリガイドラインP.14）にある動物看護過程と共に動物看護記録の作成や管理など文書管理能力について、「愛玩動物看護師のカリキュラム等に関する基本的な考え方」（以下「基本的な考え方」という。）を踏まえ養成を強化することが望ましい。

- 「公衆衛生学」の到達目標（コアカリガイドラインP.7）にある「One Health」の考え方のボリュームを少し増やす。
- 「基本的な考え方」において、愛玩動物看護師の業務として示された「リハビリテーションの補助」、「マイクロチップの装着」などを履修すべき科目に入れ込む必要がある。
- 「人間動物関係学」の到達目標「4. 伴侶動物の飼育」（コアカリガイドラインP.8）に「マイクロチップの目的や使用法を理解する」を追加してはどうか。
- 「動物医療コミュニケーション」の到達目標（コアカリガイドラインP.19）には病院マネジメント等も含むので、科目名を意味の広い「動物病院管理学」等とすることを検討してはどうか。

3. 愛護・適正飼養分野に関する履修内容について

- AAA、AAE、AATの技術提供及び指導、これらの活動を行う際の人への影響に関するリスクマネジメント等について充実した時間数・内容が必要ではないか。
- 災害時において、衛生管理・公衆衛生・感染予防・しつけの知識について飼い主への指導者としての役割を担えるようにすること、避難所や動物救援施設における運営等を積極的に行える人材育成を行うことが望ましいのではないか。
- 関連法規の知識ばかりではなく、動物の適正飼養の観点から犬猫等について伴侶動物学、動物取扱業（第1種・第2種）に関する知識を学習させてはどうか。
- 学校飼育動物に関する助言、指導を実践できることを目指してはどうか。

- 人間動物関係学 ヒト分野の心理学、高齢者心理学等を一般教養で学べる仕組みを作るべきではないか。
- 適正飼養学（又は動物愛護管理学）という科目群を創った上で、当該科目群をカバーする分野として、次のものを含めてはどうか。
 - ・ 人と動物の関係学（歴史を含む）
 - ・ 動物愛護管理関係法令
 - ・ 適正飼養教育学（各種の普及啓発活動の方法論を含む）
 - ・ 動物の食栄養学（栄養学だけだと「食」が抜けてしまう）
 - ・ 動物行動学
 - ・ 飼養管理学
 - ・ 動物生活環境学（または動物生活科学、動物共生環境学など）
 - ・ ペット産業論

4. 獣医療分野と愛護・適正飼養分野で共通する履修内容について

- 「基本的な考え方」の「3. カリキュラム等の検討に当たっての留意点」にあるとおり、労務管理や企業法令を知識として学修することは重要であると考えますが、これら法律やルールを全て学ぶにはボリュームが大きいことから、法律全文ではなく各法律で愛玩動物看護師に必要な条項をピックアップして学修することが望ましい。
- 「基本的な考え方」の「2. 愛玩動物看護師に求められる役割、知識及び技能について」にあるとおり、愛玩動物看護師は動物病院で飼い主対応をするばかりでなく、地域社会でも動物の愛護及び適正飼養において指導者的役割が期待されることから、コミュニケーション力の養成は知識だけではなく実践力の養成を繰り返し行い体得することが必要である。

5. 法に規定する「愛玩動物」以外の動物に関する履修内容について

- 法第2条第1項に規定する「愛玩動物」以外の動物に関する授業科目である「産業動物学」（45時間）、「実験動物学」（15時間）、「野生動物学」（30時間）については、履修すべき科目として必要かどうかの検討が必要である。

- 産業動物、実験動物、野生動物の履修内容と履修時間は圧縮し、「比較動物学」などの科目設定とし、実験動物系の資格取得に対する履修や産業動物への職域を目指す場合は「各校の特色時間」にて学修することが望ましい。
- 「人間動物関係学」と「伴侶動物学」、「産業動物学」、「実験動物学」、「野生動物学」の関係について、うまく整理できないか検討してはどうか。

6. 実習の内容について

- 実習の内容については、まだ細かく精査されているわけではないが、コアカリで凡そ整理済みであることを踏まえ、これ以上あまり細かい規定を設定しない方がよい。
- 愛玩動物看護師の履修科目については、コアカリの座学の部分にはあまり手をつけず、習得能力ベースの実習を充実させる方向性が望ましいと考える。
- 「獣医療の一部」として加わった業務の基礎的知識と技能についても既にコアカリには備わっているが、技能の修得に関しては習熟度を高めることが重要であり、より実践的な実習内容の充実が求められると考える。生体を使用することが大きく制約される昨今の情勢を踏まえると、どのように臨床技術を習得させるのか、代替法（シミュレーション教材の活用）を含め具体的な方策が求められると思われる。
- 実践的な臨床能力を習得するには動物病院での実習が不可欠になると思われる。学内に動物病院を有する大学は別として、専門学校においては学外での臨床実習を必修とすべきと考える。
- 愛玩動物看護師は獣医師の診療補助を担当することになるので、習得技能の担保を目的とした臨床能力を客観的に評価する仕組み（いわゆる動物看護師版OSCE）を求められるように思うが、その点についてすでに検討されているのか。

- 技能は、即実践できることが望ましいが無資格の学生には生体での技術習得は不可能であることも含めて、国家資格取得後に技能力向上の講習を日本動物看護職協会や諸団体で行う若しくは教育機関の卒後教育で行うことも一案と考え、国試カリキュラムでの技能の到達目標を定めることが最善と考える。
- 「動物内科看護学実習」の到達目標「3. 診察補助」（コアカリガイドラインP.20）については、「基本的な考え方」を踏まえ、「…手順を修得している」を「…手順を修得し実施できる」と変更するなど必要な修正を行うとともに、「マイクロチップ装着手順を修得し、実施できる」を追加してはどうか。
- 「動物看護総合実習」の到達目標については、コアカリガイドラインで示されていないことから、新たに作成する必要があるのではないか。作成に当たっては、「認定動物看護師分野実習ガイドライン」（一般社団法人 全国動物教育協会）を参考としてはどうか。

7. その他

- 全ての科目に対して獣医学教育モデル・コア・カリキュラムとの整合性を諮る必要があると考える。
- 策定作業は履修科目ごとに作業分担はせず、各構成員が履修科目全体を確認し、必要に応じて各構成員から構成員以外の者（各科目の専門教員等）への確認を行った上で、必要な修正を行ってはどうか。
- 愛護・適正飼養分野の科目については、ボリュームが見通せないのので、獣医療分野の履修科目のボリュームとバランスを取りつつ、検討を進めてはどうか。
- 4年制大学、専門職短期大学、専修学校において、国家試験の受験に必要な履修科目に関する教育の総時間数をどこまで増やせるかについて、目合わせが必要ではないか。